



お客様各位

2025年12月15日、政府は法人所得税法の一部条項の施行に関する詳細および必要な措置を定めた政令320/2025/NĐ-CP号を公布しました。

本政令は2025年12月15日より施行され、2025年の法人所得税の課税期間から適用されます。以下に、政令320/2025/NĐ-CP号における主な変更点を記載いたします。

(A) 外国企業および電子商取引／デジタルプラットフォームに係る納税義務者に関する規定が以下のとおり追加されました。

1. ベトナムに恒久的施設を有する外国企業（第2条第1項b1号およびb2号に規定される外国企業を除く）が、電子商取引またはデジタルプラットフォームを通じてベトナム国内で商品またはサービスを提供する場合、ベトナムにおいて発生する課税所得について納税義務を負います
2. 外国企業の恒久的施設に関する規定を追加し、外国企業がベトナムにおいて商品またはサービスを提供するために利用する電子商取引及びデジタルプラットフォームを含むものとする。
3. 電子商取引・デジタルプラットフォームの管理する組織は、ベトナム側がサービスを購入する場合、納税代行の責任を負うものとする。

(B) 中小企業に対する法人所得税の税率および課税方法が追加されました。

1. 総売上高に基づく法人所得税の税率を追加する。
 - a. 税率15%：年間の総売上高が3,000,000,000 VNDを超えない企業に適用する。
 - b. 税率17%：年間の総売上高が3,000,000,000 VNDを超え、50,000,000,000 VND以下の企業に適用する。
 - c. 税率15%および17%の適用対象となる企業を判定するための総売上高は、直前の課税年度における法人所得税確定申告書に添付される「事業活動結果附表」に記載された以下の項目の総売上高とする。
 - ✓ 売上高（売上値引き等の売上控除額を除く、商品販売及びサービス提供による収入）
 - ✓ 金融活動による収益
 - ✓ その他の収益

直前の課税年度における企業の事業活動期間が12か月未満の場合、当該直前課税年度の総売上高は、当該課税年度における実際の総売上高を、当該期間中に企業が実際に事業活動を行った月数で除し、その結果に12か月を乗じて算定するものとする。

課税期間中に新たに設立された企業で、当該課税期間における総売上高の見込みが30億ドン以下または500億ドン以下である場合、企業はそれぞれ税率15%または17%に基づき、四半期ごとに仮納付額を算定し、納付するものとする。課税期間終了時に、実際の総売上高が当初見込んだ該当税率の適用条件を満たさず、その結果、法令に基づき仮納付すべき税額に不足が生じた場合には、企業は不足額の税金および税務管理に関する法令の規定に基づく延滞金を追加で納付しなければならない。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

R713 9F, JPR Yokohama Bldg., 1 Chome-5-10, Kitasaiwai, Nishi Ward, Yokohama, Kanagawa

DANANG OFFICE

5F, Zone G, Da Nang Software Park, Hai Chau Ward, Da Nang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

7F, No. 7 Ly Tu Trong Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468



d. 本条に規定する税率 15%および 17%は、ベトナム法令に基づいて設立された企業であっても、子会社または関連会社に該当し、かつ当該関連者関係にある企業が税率 15%または 17%の適用条件を満たさない場合には、適用しないものとする。

2. 本政令第 11 条の規定に基づき、年間の総売上高が 30 億ドン以下の企業について、費用を算定できない場合には、売上高に一定の割合 (%) を乗じて課税所得を算定する課税方法を追加する。

(C) 課税所得を算定する際に控除される費用

1. 企業の生産・事業活動に供する支出であって、当該課税期間において発生した収益と対応していないものの、損金算入が認められる費用について、より詳細な規定を設け、以下を含むものとする：

- a. 入札に参加するために要した費用であって、落札に至らなかった場合の費用。
- b. 新たな製品・サービスの生産に向けた市場調査費用、製品・サービスの研究費用、新製品・新サービス開発プロジェクトへの投資費用であって、成果が得られなかった、または中止されたもの。

企業は、市場開発または新製品・新サービス開発に関する調査報告書を、専門法令の規定に基づき、関係する国家管理機関へ提出しなければならない。専門法令により提出が求められていない場合には、当該報告書を企業内で保管するものとする。

- c. 借手がいない期間における賃貸用資産について、規定に従い計上される減価償却費または費用への段階的配分額。
- d. 販売開始前に発生した製品・サービスの紹介費用／マーケティング費用。

本号に規定する費用については、専門法令の規定に基づき、製品・サービス生産に関する投資方針についての報告書を関係国家管理機関へ提出している場合に限り、法人所得税の計算における損金算入が認められる。専門法令により提出が求められていない場合には、当該報告書を企業内で保管するものとする。

- e. 自然な生化学的変化による劣化、陳腐化、技術的旧式化、時代遅れ、使用期限切れ、使用価値の消失、または専門法令の規定により市場流通が認められない在庫商品の廃棄費用、ならびに使用需要がなくなった原材料、資材、部品の廃棄費用。
- f. 破損等により使用需要がなくなった資産の廃棄費用。本号に規定する資産廃棄費用には、企業の帳簿上の残存価額および資産廃棄に関連する費用を含む。
- g. 加工または生産過程において発生したスクラップおよび不良品の廃棄費用。

2. 損金算入が認められるための非現金決済の基準額の改正

- a. 商品・サービスの購入およびその他の支払について、1 回当たりの支払金額が 500 万ドン以上の場合には、非現金決済による支払証憑を備えなければならない。
- b. 非現金決済の支払証憑は、付加価値税に関する法令の規定に従って作成・保有するものとする。

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 - 39 765 761
Fax: +(84)24 - 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

R713 9F, JPR Yokohama Bldg., 1 Chome-5-10, Kitasaiwai, Nishi Ward, Yokohama, Kanagawa

DANANG OFFICE

5F, Zone G, Da Nang Software Park, Hai Chau Ward, Da Nang
Tel: +(84)236 - 3 898 325
Fax: +(84)236 - 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

7F, No. 7 Ly Tu Trong Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468



3. 非金融機関に該当する対象者の貸付利息上限に関する規定の改正

非金融機関に該当する対象者が、事業活動のために借入れた資金に係る支払利息費用については、民法に定める上限を超えないものとされます（現行では年率最大20%）

4. 付加価値税（VAT）を控除方式により申告・納付している場合、以下の項目について VAT の控除を認めるものとする。

- 企業の生産・事業活動に供する目的で、付加価値税法の規定に基づき無償で贈与・提供される商品に係る売上付加価値税。
- 本政令第9条第2項d号の規定に基づく支援・協賛活動に使用される商品およびサービスから発生する納付すべき付加価値税額。
- 企業の生産・事業活動に直接関連する仕入商品・サービスに係る仕入付加価値税のうち、全額控除されていないものの、還付の対象とならない部分。
なお、当該仕入付加価値税が損金算入された場合には、売上付加価値税からの控除は認められない。

(D) 法人所得税（CIT）に関する税制優遇措置

1. 先端技術分野を最高水準の税制優遇対象に追加

政令 320/2025/ND-CP 号では、新たな技術革新の波を見据え、15年間にわたり法人所得税率10%が適用される優遇対象分野の範囲を拡大しました。主な追加分野は以下のとおりです。

- 半導体チップ: 半導体チップに関する研究開発、設計、製造、パッケージングおよびテストに係る各種活
- 人工知能 (AI): 人工知能分野において、AI データセンターの構築事業を新たに優遇対象として追加。
- 重点デジタル技術: デジタル技術産業に関する法令に基づく、重点デジタル技術製品・サービスおよび電子機器。

2. 研究開発（R&D）およびデジタルトランスフォーメーションに対する優遇措置

- R&D 費用の200%損金算入: 研究開発（R&D）活動を実施する企業は、実際に発生した R&D 費用の最大200%までを損金として算入することが可能です。ただし、この追加的な損金算入により企業が欠損（赤字）となってはならないことが適用条件となります。
- 新技術に対する税制免除: 税制免除: 科学研究契約およびデジタルトランスフォーメーションの実施によって得られる所得、ならびにベトナム国内で初めて適用される新技術から生産された製品の販売による所得については、3年間の税制免除が適用されます。

3. 個人事業から転換した企業に対する税免除

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

R713 9F, JPR Yokohama Bldg., 1 Chome-5-10, Kitasaiwai, Nishi Ward, Yokohama, Kanagawa

DANANG OFFICE

5F, Zone G, Da Nang Software Park, Hai Chau Ward, Da Nang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

7F, No. 7 Ly Tu Trong Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 – 71 088 468



個人事業から新たに設立された小規模企業および超小規模企業については、課税所得が発生した年度から連続2年間、法人所得税（CIT）が免除されます。適用条件として、転換前の個人事業は少なくとも12か月間継続して事業を行っていること、ならびに新設法人が初回登録であることが求められます。

4. 拡張投資に対する優遇措置適用基準の見直し

政令 320/2025/NĐ-CP 号では、拡張投資プロジェクトが税制優遇を受けるための条件が明確化・標準化されました。主なポイントは以下のとおりです。

- a. 投資額の下限基準: 投資額は最低 400 億ドン（困難地域においては 200 億ドン）に達する必要があります。
- b. 比率に関する基準: 追加投資後の固定資産原価が、投資前と比較して 20%以上増加していること、または設計上の生産能力が 20%以上拡大していることが求められます。
- c. 優遇措置の選択権: 企業は、現在稼働中のプロジェクトに適用されている優遇措置を残存期間にわたり継続して享受する、または増加した所得部分に対して免税・減税期間を適用する（※ただし、優遇税率は適用されません）のいずれかを選択することができます。

お問い合わせ

詳細は以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

AIC VIETNAM CO., LTD

E-mail: advisory@aic-vietnam.com

Tel: +84 024.39765761

Thông tin liên hệ

Để biết thêm thông tin chi tiết xin quý vị liên hệ với Công ty chúng tôi tại địa chỉ:

AIC VIETNAM CO., LTD

E-mail: advisory@aic-vietnam.com

Tel: +84 024.39765761

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc, Hai Ba Trung, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

R713 9F, JPR Yokohama Bldg., 1 Chome-5-10, Kitasaiwai, Nishi Ward, Yokohama, Kanagawa

DANANG OFFICE

5F, Zone G, Da Nang Software Park, Hai Chau Ward, Da Nang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

7F, No. 7 Ly Tu Trong Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468